

参加施設・利用規約

(令和3年9月1日改定)

1. 総則

(1) 目的

本規約は、かえつ医療・介護ネットワークシステム（ときネット）を適正かつ円滑に運営するために、参加施設・利用者が当該システムを利用するにあたり遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(2) かえつ医療・介護ネットワークおよびネットワークシステムの定義

本規約において、かえつ医療・介護ネットワークとは、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、村上市、関川村、粟島浦村、新潟市医療圏の医療・薬局・介護系施設で構成される医療・介護連携を目的とした集合体と定義し、かえつ医療・介護ネットワークシステムとは、かえつ医療・介護ネットワークの参加施設が相互に同意者情報を共有するシステムと定義する。主な提供サービスは以下に定める。ただし、施設種別・利用者種別に権限を設定し、閲覧できる情報や利用できる機能について範囲を定める。また、同意者が自身の情報について公開範囲を設定できるため、参加施設・利用者は全ての同意者情報を閲覧できるとは限らない。

1. 同意者情報を共有する医療連携サービス
2. 在宅診療支援サービス
3. 参加施設間の連携を促進するコミュニケーションツールサービス等

(3) 本規約の適用範囲

ときネットを運営する上での遵守すべき事項や、ときネットが提供する各種機能について、協議会と参加施設・利用者、運用保守事業者に適用される。本規約に定めのない事項については、協議会における協議決定に従う。

2. ときネットへの入退会・変更について

(1) 参加方法

①参加施設の資格

ときネットに参加できる施設は、以下1～3いずれかを満たし、本規約に定めるときネット施設登録を完了した施設とする。

1. 新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、村上市、関川村、粟島浦村、新潟市医療圏内にある施設で、かつ医療法における医療提供施設（病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局）
2. 新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、村上市、関川村、粟島浦村、新潟市医療圏内にある施設で、かつ介護保険法における介護保険事業者（介護保険施設、居宅介護支援事業所、指定居宅サービス事業者等）

3. 上記 1, 2 以外に協議会が認める施設

②施設参加手続

施設がときネットに参加するには、本規約を誠実に遵守することに同意した上で、別紙「かえつ医療介護連携協議会医療連携ネットワーク施設参加申請書」を協議会に提出し、承認を受けなければならない。承認されると当該施設はときネットに登録される。ただし、当該施設が以下に定める事由のいずれかに該当する場合、協議会は参加を承認しないことがある。

1. 当該施設が存在しない場合
2. 当該施設がすでにときネットに登録されている場合
3. 施設登録時、申請内容に虚偽の記載や記載内容の誤り、または記入漏れ等がある場合
4. 当該施設が本規約違反等を理由に、過去に施設登録の取消や一時停止処分を受けている場合
5. 上記 1～4 以外に、当該施設を参加施設として不相当と協議会が判断した場合

また、この施設参加手続は参加施設に一人以上の設置が義務付けられている施設管理者（病院及び診療所、介護保険事業者等の責任者）の登録手続も含む。ただし、指定した施設管理者が以下に定める事由のいずれかに該当する場合、当該施設の登録を協議会が承認しないことがある。

1. 下記、「(1)-②利用者参加手続」の不承認事由に該当する場合
2. 上記 1 以外に、指定した施設管理者を不相当と協議会が判断した場合

③参加施設登録情報の一般公開について

ときネットに参加した施設の「施設名」「診療科/所属」「住所」「連絡先」等の情報は、協議会が管理するインターネットをはじめとした広報サービスで広く一般に公開することとする。

(2)利用者参加方法

①利用者の資格

上記「(1)-①参加施設の資格」を満たす参加施設に所属する者で、本規約に定めるときネット利用者登録を完了した者とする。

②利用者参加手続

参加施設に所属する者が利用者として参加するには、本規約を誠実に遵守することに同意した上で、当該施設管理者に協議会へ「医療連携ネットワーク施設参加申請書」を記入の上、利用者登録申請を依頼する。協議会で申請が承認されると、当該登録申請者はときネットに登録され、IDと初期パスワードが発行される。ただし、当該登録申請者が以下に定める事由のいずれかに該当する場合、申請を協議会が承認しないことがある。

1. 登録申請者が存在しない場合
2. 登録申請者が参加施設に所属していない場合

3. 登録申請者がすでに利用者としてときネットに登録されている場合
4. 利用者登録時、申請内容に虚偽の記載や記載内容の誤り、または記入漏れ等がある場合
5. 登録申請者が、本規約違反等を理由に利用者登録の取消や一時停止処分を過去に受けている場合
6. 上記 1～5 以外に、登録申請者を利用者として不適当と協議会が判断した場合

(3) 登録情報の変更

参加施設・利用者の登録情報に変更が生じた場合、施設管理者は速やかに登録情報の変更を「医療連携ネットワーク施設利用者登録情報変更届」の提出を行うこととする。協議会の承認が必要な項目については、施設管理者の登録情報変更申請および協議会の承認により、当該登録情報変更を認めることとする。

(4) 登録情報の抹消

参加施設の解散や利用者の退職等により登録を抹消する場合、施設管理者は遅滞なく医療連携ネットワーク施設利用者登録情報変更届けの提出を行うこととする。

①参加施設の退会手続

ときネットから退会するには、別紙「かえつ医療・介護ネットワーク施設退会申請書」を協議会に提出し、承認を受けることとする。退会すると、当該施設に所属する全利用者はときネットを利用できなくなる。

※ときネットに蓄積されている当該施設、当該利用者に関わっている同意者情報については削除しない。

(5) ID・パスワードの管理

参加施設・利用者は以下に定める通り、自身のID・パスワードを管理することとする。

1. ログインIDおよびパスワードを利用できる者は、発行を受けた本人のみとする。
2. 初期パスワードは、発行後速やかに変更しなくてはならない
(初期パスワードの有効期限は30日、変更後は90日毎に変更が必要)
3. 利用者は、発行されたログインIDおよびパスワードの管理責任を負うものとし、第三者の利用、貸与、譲渡、名義変更、売買等いかなる処分も行ってはならない。
4. パスワードについて、一定期間ごとに更新するものとし、変更されない場合はときネットへのログインを不可とする。
5. 利用者は、ログインID及びパスワードが盗まれたり、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちに協議会に連絡し、協議会からの指示に従うものとする。
6. ログインIDおよびパスワードを忘れた場合は、「医療連携ネットワークパスワードの再設定届け」を提出し再発行を行うものとする。
7. ログインパスワードの有効期限を超過し、利用できなくなった場合は、「医療連携ネットワークパスワードの再設定届け」を提出し再発行を行うものとする。

(6) 登録取消事由

参加施設・利用者が以下に定める事由のいずれかに該当することが判明したときは、協議会は事前に当該施設・利用者に通知、または指導・催告することなく登録の取消もしくは一時利用停止処分を行う。また、緊急を要する場合は、運用保守事業者が当該施設・利用者の登録の取消もしくは一時利用停止を行うことができることとする。

1. 本規約に定める参加施設・利用者の資格に該当しなくなった場合
2. 公序良俗に違反する行為、法令等の違反に該当する行為、反社会的・道義的信用を失墜させる行為、その他信頼を破壊する行為がなされたと協議会が判断した場合
3. ときネットや他の参加施設・利用者に対して、著しい権利侵害（著作権、財産・プライバシーの侵害等）や誹謗中傷等の名誉毀損に相当する行為がなされた場合
4. 本規約に定める事項を遵守していない場合
5. 協議会が指導・催告したにも関わらず行為に改善が認められない場合
6. ときネットの運営を妨げる行為が認められた場合
7. ときネットが保持する情報を意図的に改ざんした場合
8. ときネット参加時に虚偽の情報申請を行った場合
9. 上記1～8以外に、参加施設・利用者として協議会が不適切と判断した場合

3. 利用料・設備について

(1) 利用料

参加施設は、かえつ医療介護連携協議会が定める費用を支払うものとする。

(2) 予備費

協議会は、参加施設が支払った利用料の総額が支出を超えた場合、ときネットを運営する上で必要となる資金とするために、協議会の予備費として充当することができる。

(3) 設備について

ときネットを利用するにあたり、以下に定める設備や費用は各参加施設の負担とする。接続を行う端末やその接続環境に追加・変更等が生じた場合、参加施設・利用者は協議会に対して直ちにその旨を届け出ることとする。

1. 機器一式（ノートパソコン、複合プリンタ、ネットワーク機器、クライアント証明書、ウィルス対策ソフト）
2. 機器導入費用・ネットワーク工事費用
3. 既存システムとの接続費用
4. 通信回線費用
5. ときネット運用管理

4. ときネット運用管理

(1) 施設管理者業務

施設管理者は以下に定める通り、業務を行うこととする

1. 施設情報や利用者情報の登録、変更・登録抹消がある場合、遅滞なく「医療連携ネットワーク施設利用者登録情報変更届け」の提出を行う。
2. 施設受診者に対してときネットに参加している旨の告知を施設内で行い、ときネットの周知・同意促進に努める。
3. 協議会への窓口となり、ときネットを運営するにあたって必要な手続きを行う（患者の同意書取得/同意撤回手続対応等）。
4. 自施設内において本規約や患者情報取扱い規約等を提示し、利用者に規約遵守の周知・徹底を行う。

(2)利用者業務

利用者は以下に定める通り、業務を行うこととする。

1. 登録情報の変更がある場合、遅滞なく「医療連携ネットワーク施設利用者登録情報変更届け」の提出を行う、もしくは施設管理者に協議会への「医療連携ネットワーク施設利用者登録情報変更届け」の提出をする。
2. 施設受診者に対してときネットに参加している旨の告知を施設内で行い、ときネットの周知・同意促進に努める。
3. 協議会への窓口となり、ときネットを運営するにあたって必要な手続きを行う（患者の同意書取得/同意撤回手続対応等）。

(3)補足

1. 患者の同意取得については、「診療情報等の提供に関する同意書」を用いて行う。
2. 「診療情報等の提供に関する同意書」を用いた同意については、同意者からの自署のみとし、押印を不要とする。
3. 同意者本人が「診療情報等の提供に関する同意書」に自署不能な場合は家族等の代理人が代筆することを認める。その場合は同意書内に代筆者の氏名、続柄を記載する。

5. 利用時の注意

(1)著作権について

協議会が提供するすべてのプログラムや運営するインターネットサイト、ときネットが保有するデータ・文章・画像・各種ファイル・その他すべての著作物（各種規約、ときネット操作マニュアル、ときネット利用者別簡易マニュアル等）に関する著作権・所有権・財産権等のあらゆる権利については、協議会に帰属することとする。ただし、各利用者の著作物（論文等）についてはこの限りではない。

(2)ときネットが扱う情報の位置づけ

ときネットで取り扱う同意者情報については、当該情報をもとに診断を行う「診療情報」ではなく、「複製としての参考情報」という位置づけであり、協議会や参加施設、運用保守事業者、その他関連団体はその完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面におい

て保証しない。そのため、ときネットです取り扱う同意者情報のみで診療を行ってはならない。

(3) 情報の取り扱について

参加施設・利用者は以下に定める情報の取り扱い方法に従ってときネットを利用することとする。

①使用ツール

参加施設・利用者が定める端末からのみときネットを利用することができる。

②行動指針

同意者情報保護の観点から、参加施設・利用者は以下の行動指針に従うこととする。

1. 本規約「1-(2) 目的」に定めた目的にのみときネットを使用し、本規約や「法令・規則・条例・ガイドライン（以下「法令等」という）」、患者情報取扱い規約を遵守して行動する。
2. ときネットが保持しているすべての情報について、各参加施設・各利用者が厳重に管理し、法令等や本規約、患者情報取扱い規約等に定められた例外を除き、複製・改変・第三者への開示は行わない。
3. 施設管理者は、人為的なミス等による参加施設や利用者、同意者に対する損害を防ぐために、施設内の利用者の責任を明確にし、ときネットの情報の取り扱いについて監督責任を負う。
4. ときネットが提供する情報について、将来にわたり（ときネット退会後も含む）守秘義務を負う。
5. ノートパソコンやタブレット端末等の移動可能な端末について、各参加施設・各利用者の責任で厳重に管理する。また、ときネットから出力した紙など同意者情報が記載・記録されているものについて、第三者による盗難や第三者への情報漏洩を防ぐために、各参加施設・各利用者が責任を持って利用、管理、保管、廃棄を行う。ただし、当該記録が参加施設や利用者から妥当な者へ渡された場合はその後の管理責任も渡されることとする。
6. 利用者は、同意者情報の漏洩や紛失を防ぐために、端末周辺の整理整頓に努め、離席時には画面ロックを行うなど別途定める「ときネット操作マニュアル」に沿ってときネットを使用する。
7. 利用者は、協議会の保有物及び著作物について目的の範囲外で許可なく第三者に利用・貸与・譲渡等してはならない。

(4) 事故発生時の対応

参加施設や利用者は、ときネットの障害や欠陥、情報漏洩等の事故を知った場合、自己の判断で解決せず、遅滞なく報告することとする。

(5) 同意者情報を提供する参加施設、協議会等の免責

ときネットに同意者情報を提供する参加施設、協議会、運用保守事業者、その他関連団体は、利用者に対し、ときネットが提供する情報に起因して発生する利用者の損害（当該

利用者の患者の損害を含む、以下同様) について、一切の責任を負わないものとする。ただし、同意者情報を提供した参加施設が、当該情報の重要な部分に誤りがあることを故意または重大な過失により知らなかった場合の当該施設の責任についてはこの限りではない。

(6) 責任の所在

ときネットを利用する上で生じた責任の所在について、以下の通り定める。

1. 協議会、運用保守事業者、およびその他関連団体は、本規約に従って業務を遂行している限り、ときネットの不具合によって発生した利用者への損害について、一切の責任を負わない。
2. 登録された同意者情報に不備や誤りがある、もしくは本規約に違反したことが原因で生じる不具合については、同意者情報を提供した参加施設もしくは利用者のみが(5)の定めに従って責任を負い、協議会、運用保守事業者、およびその他関連団体は一切の責任を負わないものとする。また、参加施設・利用者の規約違反や過失等が理由で発生したときネットの障害や不具合について、当該施設・利用者は現状回復のための費用を負担しなければならない。
3. 参加施設・利用者が届け出た当該施設・利用者情報に不備や誤りがあった場合も上記 2 と同様とする。

6. 施設提供情報の取り扱いについて

(1) 施設提供情報の対象

施設が提供する情報の対象は以下にあげるものとする。

1. 各参加施設が使用する機器に保存されている情報
2. 各参加施設が利用する調剤薬局が保有する薬剤情報
3. 各参加施設の利用者が端末を利用して入力した情報

(2) 情報の取得方法

1. ときネットのデータ収集機器による取得
2. 調剤薬局からの提供による取得
3. 各参加施設の利用者の手動入力もしくは自動入力による取得

(3) 情報の保存

上記「6-(2) 情報の取得」に記載する方法で取得した情報や各参加施設の利用者がときネットに提供した情報は以下の場所に保存される。

1. ときネット接続クライアント (データ一時収集機器)
2. ときネットのサーバ (データの保存場所)
3. 在宅診療支援端末 (データ入力機器)

(4) システムセキュリティ対策

協議会は、施設が提供した情報の紛失もしくは不当なアクセス、破損を防止するための
厳重なセキュリティ対策を実施する。

7. サービス運用・規約管理について

(1) サービスの運営

本規約に定める参加施設や利用者、患者に関する手続き等については、協議会が行う。

(2) 規約の変更

協議会は本規約の変更および諸規程の制定、改廃を行うことができることとする。この
場合、参加施設・利用者に対して周知期間を設ける。規約変更後については別段の定めが
ない限り変更後の内容のみ有効とし、参加施設・利用者も変更後の内容に同意したもの
とする。ただし、利用料や参加施設・利用者に対して著しく不利益を被る事項等の変更につ
いては、協議会の議決(参加施設・利用者の了承)を経て変更を行う。

(3) サービス内容の変更

ときネットの円滑な運営を行うために、協議会がときネットのサービス内容の変更を決
定した場合、参加施設・利用者に対して周知期間を設けた上で、変更したときネットの運
用を開始することができる。

(4) サービス利用時間と一時停止

サービス利用時間と一時停止について、以下の通り定めることとする。

① サービス利用時間

ときネットは 24 時間 365 日利用可能とする。

② サービスの一時利用停止

システム変更時や規約に定められた定期的な運用（大量データのバッチ処理やデータバ
ックアップ作業等）等を行う場合、参加施設・利用者に対して事前に通知した上で、とき
ネットの全サービス、または、一部のサービスを週次や月次で停止する時間（数時間単位
を想定）を設ける。

また、以下に定める事由のいずれかに該当する場合、参加施設・利用者に対して事前通知
なくサービスを一時停止することがある。

1. ときネットの障害等の発生により、緊急対応が必要な場合
2. 天災、通信回線障害や停電、不良の事故等の不可抗力により、ときネットのサービスを
提供できなくなった場合
3. 上記 1, 2 以外に、協議会または運用保守事業者が一時的なサービスの停止を必要と判断
した場合

(6) システム運用・保守管理業務の委託

ときネットで発生する運用・保守管理業務について、協議会が運用保守事業者の一部の
業務を委託できることとする。

協議会から業務委託を受けた運用保守事業者は、本規約を遵守し、ときネットの運用・保守管理業務を行う。

(7) サービスの中止

協議会がときネットのサービス中止を決定した場合、参加施設・利用者に対して少なくとも一ヶ月前に通知を行った上で、ときネットが提供しているサービスを中止することができる。

(8) 規約の発効

本規約は、令和3年9月1日より有効とする。

(9) 問い合わせ

参加施設・利用者は利用方法に関する質問や事故発生時等について、協議会に問い合わせることができる。

平成26年11月7日改変

平成27年3月24日改変

令和3年9月1日改変